

平成三十年十一月発行
行信学報第三十一号抜刷

性差を越える救い

山
上
正
尊

性差を越える救い

山上正尊

序

古来より性別という人の分類では「男女」という言葉ですべての人を表してきた。仏教教団においては出家の僧を「比丘・比丘尼」「沙弥・沙弥尼」、在家の信者を「優婆塞・優婆夷」などと呼び、男女の二分類で教団運営をしてきた。^①しかし現代社会においては男女の他に多様な性を認めなければならぬ。すなわち、男、女、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシャル）、T（トランスジェンダー）などである。^②阿弥陀仏は性別を超えて十方衆生を救済するが、性的少数者まで言及した教学は見当たらない。

第一章では親鸞の名著を性別の視点をもって読み、衆生往生の因果全体に性差を越える救いが用いられていることを論ずる。第二章では親鸞・法然の女人往生の釈義を窺い、両者が変成男子思想を否定していたことを論定する。諸説ある中で「女人が成仏できないことを説いているような解釈の誤りを正さんがための意図をもって、あえて第三十五願に無い変成男子という語を用いる」説を追認し、^③親鸞の『無量寿経』第三十五願願名をもって傍証する。

第三章では法蔵菩薩が性に起因する苦者に対応していることを確認し、第十八願の救いが性的少数者に及ぶことを窺う。

寺院や教団の運営現場では性的少数者について開かれた視点と対応が求められている。本願寺派に於いて顕著に姿勢が見られるのは同性婚の対応である。北米仏教会が一九七〇年代から、ハワイ開教区では二〇一〇年から同姓の結婚を認める立場をとっているが、築地本願寺は二〇一六年に「結婚式」を避けて「パートナーシップ仏前報告式」という儀礼を行った⁵⁾。東京都中央区に同性パートナーシップの行政制度は無く、社会の法とは別に宗教者としてあるいは本願寺派として態度を示したことになる。本願寺派総合研究所は「性的少数者に関わる課題に対して、宗門は今後も積極的に意識改革を進め、性的少数者に寄り添う実践をさらに進めていくことが肝要であろう」とコメントしている⁶⁾。若者と接点を持つ僧侶には必ず具えなければならない視野であり、賛同する。本論ではこのような実践活動のバックボーンとなる真宗教学を見いだしたい。

第一章 『顕浄土真実教行証文類』の釈

第一節 浄土真宗の綱格

『顕浄土真実教行証文類』(以下『教行信証』と略す)は、苦者たる十方衆生を阿弥陀仏が救済する構造を明かす。師の法然が明らかにした『無量寿経』第十八願による念仏往生が、仏道として成立することを主眼とし、仏より回向された二回向四法によって、十方衆生の往生成仏を証明している。仏より回向された教行信証は衆生の往生

浄土の因果であり、仏が衆生のために用意した成仏の徳を円かに具備していた。衆生成仏の因は行信であるが、その行信に仏因たる資格があることを裏付けるのは、阿弥陀仏の本願(因)成就(果)の名号による救済であった。

第二節 行によせて

その名号の広大な徳は「行文類」出体釈に

撰^{シテ}諸^ノ善法^ヲ具^{セリ}諸^ノ徳本^ヲ。極速円満ス、真如一実ノ功德宝海^{ナリ}。

と言ひ、その徳を詳述する大行釈には『無量寿経連義述文贊』(以下『述文贊』と略す)引文に続いて『悲華経』

『無量寿如来会』(以下『如来会』と略す)を引く。
 憍興師云「如来ノ広説^ニ有^レ二。初^ニハ、広^ク説^キタマハル 如来浄土ノ果、即^チ所行・所成^一也。後^ニハ、広^ク顕^シタマハル 衆生往生ノ因果、即^チ所撰・所益^一也」。

まず『述文贊』引文は、『無量寿経』上巻と下巻の内容を述べ、上巻は阿弥陀如来の行ずるところ・成ずるところが説かれ、下巻は撰せられるものと利益されるものについて説かれてあるとする。すなわち「救う側の因果」と「救われる側の因果」である。このうち、上巻の内容に当たる「救う側の因果」の因について助顕するのが『悲華経』引文で、果の助顕が『如来会』である。

その「救う側の因」を見ると、因位の阿弥陀仏である転輪聖王が、西方の尊音王如来の尊前無垢という浄土を見る様子が説かれてある。

純一大乗清浄^{ニシテ}无^レ雜^ヲ。其^ノ中^ノ衆生、等^一ニ化生^ス。亦无^シ女人^{及其^レ名字}。彼^ノ仏世界^ノ所有^ノ功德、清浄^ノ莊嚴^{ナリ}。悉^ク如^シ大王^ノ所願^一无^レ異^ヲ。

尊前無垢浄土は衆生が平等一相に化生する世界であった。等一化生の内容を示すに当たり、女人の例を挙げて「女人及び其の名字無し」と言う。このように尊首王如来が建立された世界のもつすばらしさを見た転輪聖王も全く同じ願いを持った。つまり、法蔵菩薩が浄土建立を願うとき、衆生が等一化生する世界を目指したのであった。そして菩薩が願を成就して阿弥陀仏となり、功德のありだけを備に等しく施されて衆生の行とされた。

ここで「女人及び其の名字無し」という浄土の表現がどういふ状況を表しているのか、世親・曇鸞の釈を指針にして明らかにしておく。『悲華經』によると思われる浄土讚嘆はすでに世親・曇鸞によって釈されていて、親鸞も『入出二門偈』にこれを承けた偈があることから、この意を承けていると見るのが妥当と思われる。

『無量寿経優婆提舍願生偈』(以下『浄土論』と略す)総説分には

大乘善根ノ界ハ、等シクシテ無シ譏嫌ノ名ニ 女人及ヒ根欠ニ乗ノ種不レ生セ⁽¹⁾

とある。また解義分大義門功德には

浄土ノ果報ハ、離ニシテ二種ノ譏嫌ノ過ヲ、応レシ知ル。一ニ者体、二ニ者名ナリ⁽²⁾

とあり、浄土の果報は譏られたり嫌われたりする体も名も無く、平等なる一つの相であることを示されている。この世界でAやBやCといった名で分類され、譏られたり嫌われたりする生きづらさを感じている人がいる。その人が往生すればAやBやCと分別されるような体も無く、そう呼ばれる名すら無い。そのような平等一相に化生する生まれ方を「不生」と言い、『無量寿経優婆提舍願生偈註』(以下『論註』と略す)では「無生の生」と言う。

勝山善護氏は「女人及根欠二乗種不生」の「不生」について

不生を人誤りて不往生と誤らん⁽³⁾

不生の生は生起なり⁽⁴⁾

と解している。「女人が弥陀の浄土に往生できない」という差別的な読み方は誤りであるとす。「浄土には女人という苦しみの境界が無い」と読むべきだという意であろう。不生の理由は『論註』の「願生問答」で

諸法ハ因縁生ノ故ニ即チ是不生ナリ⁽⁵⁾

と言い、「入第一義諦」には

明ニ彼ノ浄土ハ是阿弥陀如来ノ清浄本願ノ无生之生ナリ、非⁽⁶⁾レ⁽⁷⁾レ⁽⁸⁾ニ⁽⁹⁾三有虚妄ノ生⁽¹⁰⁾也。何ヲ言フトナラス之ヲ、夫レ法性

ハ清浄ニシテ畢竟无生ナリ。言フ生⁽¹¹⁾者⁽¹²⁾是得生⁽¹³⁾者之情ナレ耳⁽¹⁴⁾

と言う。浄土への往生は因縁生であるから凡夫の思議する実の衆生・実の生死を生起せず、得生者の凡情に合わせ仮に生と名づけているのである。したがって、浄土には女人という虚妄分別による優劣・差別の境界は無く、譏られたり嫌われたりする実体も名も無い。阿弥陀如来が感得している分別の無い平等な妙境界が衆生に開けることを往生と言うのである。虚妄なる凡夫は虚妄なる思議の行業によって苦楽の分別世界を作り上げる。無分別の証果は無分別の因によってのみ開ける。阿弥陀仏は自らが平等の因によって平等の果を成就し、その所有の功德を凡夫に無分別なる同一の念仏として与え、同一の無量の果報を証する救済体系を成就した。すべての人が同じ因により同じ果を得るのである。それが阿弥陀仏に与えられた無分別の成仏道であった。それゆえ親鸞は『論註』眷属功德に示される「同一念仏無別道故」の語を因の側から「行文類」に、果の側から「証文類」・「真仏土文類」に引用される。

「行文類」には衆生に功德を施す様子を『述文贊』を引文して

福智ニ嚴成就⁽¹⁵⁾シタマヘルガ故ニ、備ニ施シタマヘル⁽¹⁶⁾ニシテ、衆生ニ行テ也。以ニ己ガ所修⁽¹⁷⁾ラ利ニシテ、衆生ニ故ニ令⁽¹⁸⁾ニシタマヘリト功德成⁽¹⁹⁾

と明かす。法蔵菩薩は因願の通り「女人という苦しみの境界が無い」浄土建立を成就し、功德のありだけを備に

等しく施されて衆生の行とされたことがわかる。それが同一の念仏である。衆生の行として誰一人差異が生じないように、法蔵所修の徳を欠けることなく利益し、同じ価値の者にせしめるのが真如一実功德宝海の名号法である。

第三節 信によせて

すでに阿弥陀仏の手元で性差の無い真如の覚りが成就され、真如の顕現体たる名号法が回向されていた。当然それを信受するところには性の差が無いから、「信文類」大信嘆徳には

凡^レ按^レ大信海^ヲ、不^レ簡^レ貴賤縮素^ヲ、不^レ謂^ハ男女老少^ヲ、不^レ問造罪多少^ヲ、不^レ論修行久近^ヲ、
(中略) 唯是不可思議不可説不可称信樂也。

と示される。あらゆる衆生に同一の行信が回施される。弥陀成就の真如一実功德宝海たる名号法は不可思議不可説不可称であったから、衆生に届いた名号たる信心も不可思議不可説不可称である。分別の及ぶ領域では無い。

ところで親鸞は信心の行者を「正定聚之機」とし、此土現生で正定聚の位に即けしめられるとしている。阿弥陀仏の第十一願には「国の中の人天、定聚に住し」と彼土正定聚が誓われているが、この文を親鸞が現生正定聚と読むことができたのは、『如来会』第十一願成就文の文意に依っていた。

若^シ邪定聚及^シ不定聚^ノ、不^レ能^ク了^ス知^ル建立^セ彼^ノ因^ヲ故^{ナリ}。

この文意は、「真実報土に邪定聚と不定聚が居ない理由は、法蔵菩薩の因（彼因）が成就されている（建立せられたる）ことを信知（了知）していないからだ」ということである。換言すれば「正定聚之機」は法蔵菩薩の因が成就されていることを信知している者を指している。「彼の因」とは法蔵菩薩の発願修行を指すが、それは諸の衆生をして功德成就せしむるためであり、「建立せられたる」とは因願成就のことで衆生往生の因果が整ったことを顕

す。「行文類」の『悲華経』引文のごとく、法蔵菩薩は譏嫌されるような体も名も無い無分別平等の境界を成就されて衆生に回施され、それを「了知」している機を「正定聚の機」と名づけたのである。

第四節 証・真仏土によせて

衆生はどのようなすがたで往生するのか。「真仏土文類」には

『大経』ニ言^フ「皆受自然虚無之身無極之体」ト。上^レ

『論』曰^ク「如来浄華衆正覚華化生」ト。

又云^フ「同一念仏无別道故」ト。上^レ

又云^フ「難思議往生」ト是也。上^レ

と言い、「証文類」には

利他円満之妙位、無上涅槃之極果

真如

一如

等と言われる。きわまりなくすぐれた覚りの滅度を得る。男でも女でも無い。それを『浄土論』には「如来浄華の衆正覚華より化生す」と言う。浄土の人々はみな阿弥陀如来の正覚の華より化生する。無分別の正覚の華より無生の生を得て成仏する。

そのような果を得るのは何によるのか。それは「同一の念仏」による。すなわち同一の行信、たまわりたる行信、男女を問わない行信であった。衆生往生の因果について「証文類」四法結釈には

性差を越える救い

夫案^ニ真宗ノ教行信証^ヲ者、如来ノ大悲回向之利益^{ナリ}。故^ニ若^ハ因、若^ハ果、无^レ有^{コト}一事^{トシテ}非^{コト}阿弥陀如来ノ清淨願心之所^ニ回向成就^{シクマヘル}。因淨^{ナルガ}故^ニ果亦淨也^也。

と言い、因も果も清淨であることを明かしている。因は真如の顕現体である名号法領受なので不可思議である。果も「真如」「一如」を証得するので不可思議である。このような往生を「難思議往生」というのである。

よって性別という思議の世界に居る衆生を難思議往生せしめ、無分別平等一相たらしめるのは、阿弥陀如来の清淨なる因果によつて成立するのである。

第二章 「大経讚」の釈

第一節 「大経讚」の構造と第六十首の位置

「大経讚」は第五十五首^②「弥陀成仏」以下が『無量寿経』の正宗分に当たる。四十八願の内容が第五十七首以降に第十八願、第十九願、第二十願の三願真仮で構成されている。真実願は第十八願（第五十八首）、第十一願（第五十九首）、第三十五願（第六十首）で、第三十五願に当たる和讃は真実願に収められている。因について第十八願の信心正因、果について第十一願の必至滅度を承けて、その因果が第三十五願の女人に貫かれていることを明かす。第六十首は

弥陀の大悲ふかければ

仏智の不思議をあらはして

変成男子の願をたて

女人成仏ちかひたり

とある。「弥陀の大悲ふかければ」とは、特に女性が性差に苦しむ現実に相応して第三十五願が誓われたことを明かす。「仏智の不思議」とは第一章で述べた難思議往生のことで、因果ともに不可思議なることを顕し、真如一実の名号の用きが衆生をして真如たらしめることを言う。その上で当時一般に「変成男子の願」と言われていた第三十五願の願事は変成男子では無く、「女人成仏」を誓った願だと讃嘆されたのだった。これらは師の法然の釈義に依っている。

第二節 法然の説示

親鸞が「弥陀の大悲ふかければ」と言ったのは、法然の『無量寿経釈』によつたものと思われる。『無量寿経釈』には

抑^キ此^ノ四十八願^ハ、皆^テ有^リ拔苦与楽之義^也。爾^レ故^チ者、大悲者拔苦^{ナリ}、大慈者与楽也^也。

と、四十八願はすべて拔苦与楽の慈悲の願いであることが説かれる。第十八願を中心に数例を挙げて釈された後、特に第三十五願について詳述され、女性の苦相を明らかにしている。

念仏往生の願は男女を嫌わないが、この法に疑心を持つ人がいる。女人は五障^③三従^④という障りがあつて仏道を歩めないという通念を持っているからである。この通念は釈迦在世の古代インドより、世間出世間を問わず法然当時の日本にまで通用していた。女人はもろもろの経で成仏を嫌われ、比叡山や高野山では峯に入ることすらできない。女人成仏が許されないことについて善導大師は『観念法門』に

性差を越える救い

或^イ有^ニ道俗^一、云^ニハ女人不^レ得^レ生^ニ淨土^ニ者、此^ハ是^レ妄説^{ナリ}、不^レ可^レ信^メ也。

と言われる。たとえ仏道において男女に優劣が説かれたとしてもそれは妄説であり、第十八願の法門は機の善悪を問わず信疑によって迷悟を分かつことを法然は信疑決判^②において明らかにしている。これを親鸞は一乗の機^③において相承している。

また五障三従という通念は第十八願の仏道において問題にならないことを法然は『念仏往生要義抄』に五念に五障を消し、三念に三従を滅^④して

と言ひ、時処諸縁を問わない念々のうちにこの女人往生不可の疑心が通用しないことを確認するよう説示した。

第三十五願が第十八願に別して誓われた理由は

往生可^レ有^ニ其^ノ疑^一故^ニ、鑑^テ此^ノ理^一別^ニ有^ニ此^ノ願^一。

であった。女人往生不可という疑いを第十八願の仏願をもって破り、差別する者と差別される者双方に通用していた通念を破るのである。そして第三十五願を

是^レ則^チ拔^テ女人^ノ苦^ヲ、与^ニ女人^ノ樂^ヲ慈悲^ノ御意^ニ、誓願利生也。

と位置づけた。この誓願によって、苦境にある女人に第十八願の救済の樂が与えられることを告げて、苦者に応同する「弥陀の大悲ふか」きことを示していた。

第三節 第三十五願文

「變成男子の願をたて女人成仏ちかひたり」の文意を窺うために『無量寿経』における「變成男子」思想の有無を確認しておく。サンスクリット本第三十五願和訳には、浄土に「女であることがない」と説かれるが、「男子に

成る」という説相は無い。「作男子」「成男子」の説相があるのは、初期の漢訳『佛説阿彌陀三耶三佛薩樓佛檀過度人道経』(以下『大阿彌陀経』と略す^⑤)と『無量清淨平等覚経』(以下『平等覚経』と略す^⑥)、及び宋代漢訳『大乘無量寿莊嚴経』(以下『莊嚴経』と略す^⑦)である。『平等覚経』の願文には女人が記されないが成就文にその記述がある。後期漢訳『無量寿経』、『如来会』の願文に作男子・成男子の表記は無く、成就文も無い。後期漢訳はサンスクリット本に忠実に翻訳したものと見ることができよう。願文を対配すれば次のようになる。

サンスクリット和訳	『大阿彌陀経』	『無量寿経』	『如来会』	『莊嚴経』
もしも、世尊よ、わたくしが覺りを得たときに、	使某作仏時	設我得佛	若我成佛	世尊我得菩提成正覺已
あまねく無量・無数・不可思議・無比・無限量の諸仏国土における	令我国中	十方無量不可思議諸仏世界	周遍無數不可思議無有等量諸仏國中	所有十方無量無邊無數世界
女たちが、わたくしの名を聞いて、淨信を生じ、覺りへの心(菩提心)を起し、また女であることを厭うたとして、		其有女人聞我名字歡喜信樂發菩提心厭惡女身	所有女人聞我名已得清淨信發菩提心厭患女身	一切女人若有厭離女身者聞我名號發清淨心歸依頂禮
再び女であることを得るようである	無有婦人女人	壽終之後復爲女像者	若於來世不捨女人身者	

ならば、	欲來生我國中者 即作男子			彼人命終即生我 刹成男子身悉皆 令得阿耨多羅三 藐三菩提
その限り、わたくしは無上なる正等 覺をさとりません。		不取正覺	不取菩提	

親鸞は『無量寿経』の助顯として異本を引用する時、初期漢訳に比べて『如来会』を引用されることが圧倒的に多い。なお『莊嚴経』について親鸞に引用が無いのは、内容が異質で有るだけで無く、「訳文に種々な問題がある」ことを見抜いていた可能性があるとも指摘されている。^③このような経典の扱いから見れば、親鸞は「変成男子」思想を採用しない立場にある可能性を推察できる。

第四節 「変成男子の願をたて」の文意

「変成男子の願をたて」の文について諸説がある。

- ① 「法然・親鸞ともに女性の往生は変成男子を前提とする」とする説^①
- ② 「五障説を否定すること無く、女人が女人で無くなる方向性をとった」とする説^②
- ③ 「女人が成仏できないことを説いているような解釈の誤りを正さんがための意図をもって、あえて第三十五願に

無い「変成男子」という語を用いる」とする説^③

①説について、法然の『無量寿経釈』に引文される『観念法門』には「転女身得成男子」の語がある。このことに関して③説の沼波芳子氏は「転」に重点を見た上で「単純に女身が男子の身となって往生するという意味で善導は言っていないと受け取るべきである」としている。^④この「転」は文の後に明かす「無生を証悟すること」を目的としていると見ていいのでこの説に賛同する。それでもなお、無生を証悟する階梯として男子を経る必要があるのか、法然の思想にたずねれば、『禪勝房に示す御詞』に女人が男子になる必要が無いことが示される。^⑤十方衆生は生まれつきのまま念仏すればよいのであって、他に男子になることや智者になることや慈悲者になることを往生の条件としない。したがって①説の「女性の往生は変成男子を前提とする」説は「女人不往生の疑」として法然が斥けた内容であることがわかる。むしろ法然は『無量寿経釈』において、世間でも仏教界でも女人が差別されていることを問題視し、阿弥陀仏の平等の慈悲によって、世間出世間でまかり通っている女人不往生説を覆そうとしている。

②説前半の「五障説を否定すること無く」については、前節で五障が否定されるべき「女人不往生の疑」の内容であることを確認したので該当しない。後半の「女人が女人で無くなる方向性をとった」については第一章で明かした「無生の生」を指すならばその通りだと考察する。

③説については第二節において「女人不往生」の誤解を正す法然の意図を確認した。また第三節で願文に「変成男子」の語の有無を確認した。よって③説に賛同する。

さらに親鸞の立場を明確にするため今は願名に注目したい。七世紀新羅浄土教以来、阿弥陀仏の四十八願に願名が付けられるようになった。日本でも奈良時代に元興寺智光によって願名が付けられた。第三十五願は「聞名発心

転女成男願」であった。平安期には比叡山の良源によって、新訳である『如来会』と対比した『無量寿経』の見解がされるようになった。³⁾ 静照が「不復女像願」、真源が「聞名転女像願」、隆寛が「聞名転女像願」と名づけた。

親鸞の第三十五願名は『仏説無量寿経延書』に「女人往生願」、⁴⁾ 『四十八誓願』に「女人成仏之願」と付されている。『女人往生願』は法然の『無量寿経釈』に依る。「女人成仏之願」の「成仏」は証果を意味し、性差を含めたあらゆる分別を超越している。この和讃は女人不往生不成仏の誤解を破すため、あえて「変成男子の願」という表現を用い、女人「成仏」を誓ったと見たのである。したがって親鸞の第三十五願の願名は「変成男子の願」という誤解された名では無く、往生して性差を越える「女人成仏之願」と見るのが本意である。これを第③説の傍証としたい。

第三章 性的少数者への態度

第一節 第三十五願の釈を展開させて

『無量寿経』と『如来会』の第三十五願にはそれぞれ「厭悪女身」「厭患女身」という苦の相がある。厭の字義は「いとふ、苦、いとひくるしむ」。悪の字義は「憎、にくむ、忌、いむ、きらふ、さける」。患の字義は「憂うれへる・おもひわづらふ・苦、くるしむ・疾、なやむ・悪、にくむ」などである。⁵⁾ したがって女性であることを「いと、いと、くるしみ、にくみ、いみきらひ、さけたいとおもい、うれへ、おもひわづらひ、なやむ」ような苦しみを指す。無量の国に生きる女人と分類された人が、現世に於いて女性であることよって苦を感じ、生きづらさを

感じている状況が確認できる。この性差の苦に対応して性差を克服せしめる樂を与えるのがこの願の本義であった。釈尊は女性特有の苦痛を五つ説示している。⁶⁾ 男尊女卑・三従の通念の中で主権を奪われた女性は

- ① 年若くして他の家に嫁ぎ親族を離る
- ② 経水者なり
- ③ 懐胎者なり
- ④ 分婣す
- ⑤ 男子に奉侍す

という苦を受ける。そして「これらの五は女人に特殊なる苦痛にして、これを女人は男子よりは別に受け忍ぶ」と、性差に於ける苦者は女人であることを説示している。もちろん女性の苦はそれだけでは無く、一人一人に着目すれば無限に挙げることができらるだろう。

性的少数者の「生きづらさ」について筆者の居住する堺市では次の五つを挙げている。

- L 「彼氏できた？」と聞かれる。周りに合わせて男子を好きなふりをしなくてはいけない。
- G 家族がテレビでゲイのタレントを見て、笑ったり気持ち悪かったりしているとつらい。
- B 異性とも同性とも付き合ったことがある。これから先も男か女かで好きになる人を決められない。
- T もっと女の子らしくしなさいと親から注意される。
- T 男の制服を着ることに抵抗があつて、体操服で登校していた。⁷⁾

こちらもこの五種に限ったものでは無く、無限に挙げることができる。

両者ともに性に起因する苦を受けている。今試みに『無量寿経』第三十五願の「女人」を「女人と分類された人」、

「厭悪」を前述の字義を当てはめて和訳し、さらにその苦しみが「性に起因する苦を受ける身」であることから、性的少数者まで視野を広げてこれを和訳する。

『無量寿経』 第三十五願	「女人という苦を抜く」和訳	「性に起因する苦を抜く」試訳
設我得仏 十方無量不可思議諸 仏世界其有女人 聞我名字歡喜信樂發 菩提心 厭惡女身	もしもわたくしが覺りを得たときに、 無量の世界に生きる、女人と分類された人 が、 私の名を聞いてよろこんで信じ、覺りへの 心を發し	もしもわたくしが覺りを得たときに、 無量の世界に生きる、女・男・L・G・B・ Tなどと分類された人が、 私の名を聞いてよろこんで信じ、覺りへの心 を發し 性に起因する苦を受ける身をいとい、くるし み、にくみ、いみきらひ、さけたいとおもい、 うれへ、おもひわづらひ、なやんでいるとし て、

壽終之後復為女像者 不取正覺	その人がいのち終わって再び女性であるこ とに苦しむ身となるならば、 わたくしは正覺をさとりません。	その人がいのち終わって再び性差に苦しむ身 となるならば、 わたくしは正覺をさとりません。
-------------------	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------

第三十五願は性差に起因する苦者の上で第十八願の往生の相状をあらためて誓った願であると読むことができる。

結 十方衆生を活動現場に

『教行信証』の釈によって、衆生往生の因果は不可思議の救済であることがわかった。「大経讚」の釈によって第三十五願は第十八願の往生浄土の様子を別顯し、性別という思議による苦者が成仏という不可思議の証果を得ることが明らかになった。現代社会での性の多様性を受け、第三十五願は「女人成仏」の域をさらに超えて「性差に苦しむあらゆる人を成仏させる願」と展開させて読むことができる。それは「抜苦」「成仏」という法然・親鸞の指南による。

阿弥陀仏は「十方衆生」を自身の活動現場としている。しかしすべての人（女・男・L・G・B・Tなど）が安心して法に遇える居場所としてのサンガを作っているだろうか。あるいは性に関する苦悩と直面したとき、寺のメンバーや学校の宗教の先生が相談相手の選択肢に入るだろうか。

安心できる場所であることを宣言しているサンガがある。

① BUDDHIST CHURCH OF SAN FRANCISCO

「サンフランシスコ仏教会は、人種、宗教、性別、国籍、年齢、性的指向、性同一性や表現に関係なく、阿弥陀仏の無限の知恵と慈悲を学びたいすべての人を歓迎します。」と表明している³⁷⁾。

② 龍谷大学

龍谷大学は二〇一六年六月に「人権に関する基本方針」を策定し、「人種、民族、国籍、ルーツ、宗教、信条、社会的立場、年齢、性別、セクシュアリティ、障がいの有無などにかかわらず、本学に関わるすべての人が差別やハラスメントなどの人権侵害を受けること無く学び、働き、関わり合えることを保障する」ことを明らかにしている。また同大学では二〇一七年に「セクシャルマイノリティの現状とニーズに関するアンケート調査結果」として「だれにとっても安全で安心できるキャンパスであるとは言えず、生きづらさを抱えている人がいる」と報告し、ハード面・ソフト面で安心できるキャンパスを目指して行動が始まっている³⁸⁾。

③ 本願寺派 子ども・若者ご縁づくり推進室

二〇一六年度に「思春期・若者支援コーディネーター養成研修会」を行い、生きづらさを抱える若者と関わっている活動体(者)とリンクして活動できる人材を養成している。年間七日間行われた講習内容には性(性教育・性暴力・性的虐待・性風俗産業)、セクシヤリティ(LGBT・同性愛)の問題を多く含んでいる。

阿弥陀仏は性的少数者を含めた十方衆生を悉有仏性と見抜き、平等にして一子の如く慈悲活動する。その仏を仰いで、私たちはどのように人と向き合い、どのようなサンガを作るべきなのか。そこを活動現場とする方にとって拙論が教学的バックボーンの一助となれば幸いである。諸方面からのご教導を請う。

以上

註(1)親鸞は『尊号真像銘文』(浄土真宗聖典全書)二〇一一年 本願寺出版社(以下『聖典全書』と略す)二卷六三七頁)に

「道俗は道にふたりあり、俗にふたりあり。道のふたりは、一つには僧、二つには比丘尼なり。俗にふたり、一つには佛法を信じ行ずる男なり、二つには仏法を信じ行ずる女なり。」と分類している。

(2)堺市教育委員会発行『人権啓発冊子 しあわせをめざして手をつなごう』第五二集(二〇一七年一月) 十二頁には「LGBT」について次のように説明される。

「L」 レズビアン。「好きな人が女性」である女性。

「G」 ゲイ。「好きな人が男性」である男性。

「B」 バイセクシャル。同性も異性も好きになる人。

「T」 トランスジェンダー。体と心の性が一致しないことや、ずれがあることで違和感のある人。体の性別とは異なる性別で生きている(生きたいと思っている)人。

「など」 すべての性的少数者を「LGBT」で表現できないため、「LGBT」の後に「Q」(クエスチョニング。自分の性別や性的指向に確信が持てない人)や「A」(アセクシャル。性的欲望を持たない人)を付けて表現することがあるが、当論では「など」と表記する。

(3)沼波芳子『親鸞における女人往生思想の研究』(平成二十五年同朋大学大学院文学研究科学位(課程博士)申請論文、二〇一四年)二〇一頁。

(4)①宮地崇「アメリカ浄土真宗に学ぶ」『宗報』二〇一六年八月号 浄土真宗本願寺派)三八頁。

② Honpa Hongwanji Mission of Hawaii 「ESTABLISHING THE RIGHTS OF SAME-GENDER COUPLES」(『The 98th Legislative Assembly Minutes of Proceedings』二〇一〇年二月一三日―四日) 三九頁。

(5)丘山願海「性的少数者の「儀礼としての結婚式」に関して」『宗報』二〇一六年九月号 浄土真宗本願寺派) 四七頁。

(6)「同」五三頁。

(7)『聖典全書』二、一五頁。

(8)『聖典全書』二、四〇頁。

性差を越える救い

- (9) 『聖典全書』二、四〇頁。
- (10) 『聖典全書』二、三一六頁に「女人根欠二乘種 安樂淨利永生」とある。
- (11) 『聖典全書』一、四三四頁。
- (12) 『聖典全書』一、四三八頁。
- (13) 勝山善謙『往生論註講義(大正五年度安居講録)』(一九一六年 顯道書院) 三三頁。
- (14) 『同』七三頁。
- (15) 『聖典全書』一、四五四頁。
- (16) 『聖典全書』一、五〇四頁。
- (17) 『聖典全書』一、五〇二頁。
- (18) 『聖典全書』二、四八頁。
- (19) 『聖典全書』二、一三五頁。
- (20) 『聖典全書』二、一八〇頁。
- (21) 『聖典全書』二、四一頁。
- (22) 『聖典全書』二、九一頁。
- (23) 『聖典全書』一、三二一頁。
- (24) 『聖典全書』二、一八〇頁。
- (25) 『聖典全書』二、一三三頁。
- (26) 『聖典全書』二、一三七頁。
- (27) 『聖典全書』二、三六四頁 上段文明五年蓮如上人開版本の通番号によった。
- (28) 『真宗聖教全書』(一九四一年 大八木興文堂)〈以下『真聖全』と略す〉四、二七三頁。
- (29) 高橋順次郎監修『南伝大藏経』(一九四〇年 大藏出版)〈以下『南伝』と略す〉中部経典『多界経』第十一卷下六一頁。
- (30) 渡瀬信之訳『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』(一九九一年 中公文庫) 第五章一四七・一四八詩節 一八二頁、第九

章第二・三詩節 二九一頁。

- (31) 『聖典全書』一、八九三頁。
- (32) 『聖典全書』一、二九八頁。
- (33) 『聖典全書』二、五八頁。
- (34) 『真聖全』四、五九七頁。
- (35) 『真聖全』四、二七八頁。
- (36) 『真聖全』四、二七九頁。
- (37) 藤田宏達『新訂梵本和訳 無量寿経・阿弥陀経』(二〇一五年 法蔵館) 八四頁。
- (38) 『大阿弥陀経』は呉・支謙(二二二または二二三―二二八または二五三)の訳。第二願前半(『聖典全書』一、一二八頁)と成就文(『聖典全書』一、一三八頁)に作男子が説かれる。
- (39) 『平等覚経』は後漢・支婁迦讖の訳とされるが実際は魏・帛延(または白延)(二五八年頃)の訳と推定されている。成就文(『聖典全書』一、二二六頁)に作男子が説かれる。
- (40) 『莊嚴経』は宋・法賢(九九一年)の訳。第二十七願(『聖典全書』一、三五四頁)に成男子が説かれる。
- (41) 『無量寿経』は曹魏・康僧鑑の訳とされるが実際は東晋・仏陀跋陀羅と劉宋・宝雲が共訳(四二二年)したと推定されている。第三十五願(『聖典全書』一、二八頁)に女人が説かれる。
- (42) 『如来会』(『大宝積経』第五会第十七・十八卷)は唐・菩提流志(七〇六―七一三年)の訳。第三十五願(『聖典全書』一、二〇五頁)に女人が説かれる。
- (43) 藤田宏達『浄土三部経の研究』(二〇〇七年 岩波書店) 六一二頁。
- (44) 岩本智依「和讃における親鸞の女人往生観と三十五願について」『同和教育論究』第三二号(二〇一一年) 四頁。
- (45) 福島美和子「親鸞における第三十五願の位置」『印度學佛教學研究』第四十三卷第一号(一九九四年) 一二頁。
- (46) 前掲(3) 二〇一頁。
- (47) 『真聖全』四、二七八頁。

性差を越える救い

性差を越える救い

- (48) 前掲(3)九六頁。
- (49) 『真聖全』四、六三三頁。
- (50) 前掲(43)五八八頁。
- (51) 『聖典全書』三、二六五頁。
- (52) 『聖典全書』二、一〇一六頁。
- (53) 『真聖全』四、二七六頁。
- (54) 諸橋轍次『大漢和辞典』(一九五六年 大修館書店)「厭」二卷六六一頁。「悪」四卷一〇九三頁。「患」四卷一〇六三頁。
- (55) 『南伝』相應部經典女人相應 第十五卷三七〇頁。経水は月経、懐胎は妊娠を指す。
- (56) 前掲(2)一三頁要抄。
- (57) *INCLUSIVITY STATEMENT* "The Buddhist Church of San Francisco welcomes all those who wish to learn about the boundless wisdom and compassion that is Amida Buddha without regard to race, religion, sex, national origin, age, sexual orientation, or gender identity or expression." (<http://www.buddhistchurchofsanfrancisco.org/jodo-shin/> 二〇一八年一月一日閲覧)
- (58) 龍谷大学人権問題研究委員会『龍谷大学におけるセクシュアルマイノリティの現状とニーズに関するアンケート報告書』(二〇一七年三月一日)一三頁。